

I.不審者の侵入

* 発見者は、管理職や他の教職員に連絡

II.行動体制の判断・指示（校長）

避難を必要としない

避難する必要がある

一般対応体制

* 迅速な判断・対応

III. 緊急対応体制

【A体制】

危険予知

〔事件が発生していない〕

- ①非常警報ベル
- ②緊急放送：教頭、生指主事
- ③避難誘導：教科担任
- ④被害拡大の防止：他全員

校内対策本部の設置

本部長：校長

副本部長：教頭

緊急対応担当教員
首席・生指

総務班（渉外・記録）
各学年主任

指導班（誘導・放送）
各学年生徒指導

救護班（救護・搬送）
養護教諭

【B体制】

事件発生

- ①110番：校長
- ②緊急放送：教頭、生指
- ③避難誘導：教科担任
- ④被害拡大の防止：
緊急対応担当、他全員

IV負傷者への対応

- ①救急車の要請：教頭
- ②状況の把握：教頭、生指
- ③保護者への連絡：各学年主任
- ④病院へ搬送：養護教諭

その他の留意事項

- 市教育委員会への連絡・・・校長
- 保護者、PTAへの連絡・・・教頭、各学年主任
- 近隣校への対応・・・・・・教頭、首席、生指
- 報道関係への対応・・・・・・校長（窓口一本化）
- 地域教育協議会等への連絡・校長、教頭、事務職員
- 事件概要・指示の記録・・・・各学年主任

不審者侵入時の危機管理マニュアル

(対応1) 不審者の侵入防止

(1) 出入口 正門(プール側)：登下校時のみ開門(7:30~8:30)

＊正門横の通用門はオートロックになっています。上記時間帯以外はここから出入りしてください。

入るとき：インターホンで確認後解錠します。

出るとき：郵便受け横の解錠ボタンを押してください。

(2) 来校者への対応

①保護者：来校時は吊り下げ名札を着用ください。

②来客：職員室で受付確認

③その他：あいさつの励行。名札のない来校者には要件を聞き職員室に案内する。

(対応2) 侵入した際の生徒の被害防止

(1) 正当な理由のない者には退去を求める。

(2) 素直に応じた場合

①再び侵入しないか様子を見る ②管理職に報告する

(3) 退去しない場合

①退去するよう説得する ②他の教職員に連絡する

③次の場合は警察への通報を行う

・無理に立ち入ろうとする ・退去の説得に応じない ・暴力的な言動をする

(4) 退去した後の対応

①閉門して様子を見る ②警察、教育委員会に連絡する

③PTA役員、地区委員と連携してパトロールを強化する

④近隣の学校等へ情報提供する

(対応3) 危害を加える恐れのある場合

(1) 火災報知器を作動させる ＊職員室内のパネルで作動箇所の確認ができる

(2) 役割に応じて迅速に対応する

・校内対策本部の設置 ・現場に急行 ・生徒の安全確保 ・放送での指示

・関係諸機関への通報 など